

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道常呂郡佐呂間町

2 構造改革特別区域の名称

佐呂間町いきいき子育て特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道常呂郡佐呂間町の全域

4 構造改革特別区域の特性

本町の地勢は東西に長く延び、南から北に傾斜した丘陵地帯で、北は一体がサロマ湖に面している。総面積は404.99km²と広大だが、その約6割は山林、原野、湖で占められ、この地形的条件によって大小22の集落が散在している。

町の人口は昭和48年に10,000人を割り、その後も過疎化の進行は止まず現在は6,523人(平成16年3月末日)となっている。

また、高齢化率28.7%、就学前児童数(282人)は人口の4.3%と深刻な少子高齢化が進んでいる。(別紙1参照)

本町においては町立の常設保育所1ヶ所、へき地保育所4ヶ所、幼稚園1園を運営しているが、少子化の影響により保育・教育体制の充実が図れないことや町の財政負担が厳しい状況から、入所者の減少が著しい富武士保育所(定員20名/入所者9名)と若里保育所(定員20名/入所者8名)の2ヶ所のへき地保育所を市街地にある常設の佐呂間保育所(定員80名/入所者88名)に統合し、併せて長引く不況による共働きの増加や女性の社会進出など社会情勢の変化により同じく入園者が減少している幼稚園(定員70名/入園者16名)を廃園することとして、現在施設の改築(平成17年8月完成予定/定員120名)を進めているところである。(別紙2・3参照)

5 構造改革特別区域計画の意義

幼稚園を廃園することにより、集団生活に接する機会を失う児童が生じることとなることから、これらについては保育所において私的契約児として受け入れするものである。

しかしながら、これまで私的契約児の受入は定員の範囲内と規定されていることから、本構造改革特別区域計画の認定を受け、新設佐呂間保育所の定員120名を平成18年以降私的契約児を受け入れた場合の入所見込数140名(別紙4参照)

まで可能とすることが容認されることにより、本町児童の保育のための適正な規模が確保され、集団生活における生きる力を伸ばし、次代を担う子供達の協調性や創造性を育むことができるほか、入所者の少ないへき地保育所を統合することによって就学前教育を取り入れた保育や大人数による集団生活の中での保育など保護者の要望を踏まえた保育サービスの充実が図られる。

また、本施設に子育て支援センターを併設し、子育てに関する相談、指導をはじめ各種子育て支援の施策を展開することにより、母性と乳幼児の健康増進支援体制の充実が図られる。

このことによって、将来にわたり子育て環境の充実した社会形成の構築を目指すとともに、本容認事業が全国的な構造改革へと波及しうることが大きく期待できるものである。

なお、町の財政面に与える効果として、へき地保育所の統合と幼稚園の廃園により職員の効率的な配置を行なうことができるほか、施設の老朽化に伴う施設整備費や施設・保育備品の更新費用、また高熱水費や各種保守点検委託料などをはじめとする維持的経費、並びに運営経費が削減され、地方交付税や町税等の減少で各分野にわたる歳出の合理化を余儀なくされる町財政にあって財政負担の軽減が図られることなども期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本構造改革特区の認定を受け、集団生活における保育体制を整備し、それに関連した子育て支援センターにおける関連事業を展開することにより、次に掲げる次世代育成支援対策の推進を図り、将来にわたり子育て環境の充実した社会形成の構築を目指すものである。

地域における様々な子育て支援・子育て家庭の支援

- ・ 保育サービスの充実
- ・ 子育て支援ネットワークづくり
- ・ 児童の健全育成

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- ・ 母子の健康確保
- ・ 食育の推進
- ・ 思春期保健対策の充実
- ・ 小児医療の充実

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ・ 次代の親の育成
- ・ 生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ・ 家庭や地域の教育力の向上
- ・ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子育てを支援する生活環境の整備

- ・良質な住宅や良好な居住環境の確保

安全な道路交通環境の整備

- ・安心して外出できる環境の整備
- ・安全・安心まちづくりの推進等

職業生活と家庭生活との両立の推進

- ・多様な働き方の実現と働き方の見直し等
- ・仕事と子育ての両立の推進

子ども等の安全の確保

- ・子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ・子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ・被害に遭った子どもの保護の推進
- ・要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進
- ・児童虐待防止対策の充実
- ・母子家庭等の自立支援の推進
- ・障害児施策の充実

また、地方交付税や長期不況による町税等の減少で逼迫している町財政にあっては、本事業をはじめ今後も各分野にわたる事業等の合理化を行ない財政負担の軽減を図るとともに、将来にわたり健全な町財政の構築を目指していくものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本構造改革特区の認定により、私的契約児保護者に時間的余裕が生まれ、第一次産業が盛んな本町にあっては、町内の働き手の確保につながるとともに、女性の社会参加が進み地域の活性化が図られる。

また、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子育てを支援する生活環境の整備、職業生活と家庭生活との両立の推進、子ども等の安全の確保、要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進など、本町における次世代育成支援対策が推進されるほか、保護者の要望である就学前教育を取り入れた保育や大人数による集団生活の中での保育事業の実施が可能となるなど、保護者のニーズが満たされるものである。

また、へき地保育所の統合と幼稚園の廃園により施設の維持的経費や運営経費の削減を図ることができる。

8 特定事業の名称

保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

保育サービスの充実

へき地保育所、幼稚園の児童にあっては、これまでの少人数での環境から大規模な保育所での生活となることから、集団活動への取り組みを多く取り入れ児童の協調性や創造性を育むとともに、保育に幼稚園で行なう就学前教育を取り入れるなど保護者の要望を踏まえた保育体制を確立し、保育サービスの充実を図る。

子育て支援事業の充実

本保育所に子育て支援センターを併設し、相談窓口の開設や一時保育事業等を展開し、児童福祉の拠点施設として各種事業に取り組むことにより、母性及び乳幼児の健康増進支援体制の充実を図る。

別紙

1 特定事業の名称

番号 913

名称 保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

佐呂間町立佐呂間保育所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

主体 佐呂間町

区域 佐呂間町全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

整備される施設 佐呂間町立佐呂間保育所（平成17年8月完成予定）

詳細は別紙5・6平面図のとおり

児童福祉施設最低基準第32条及び33条による最大受入児童数

152人

別紙7・8参照

5 当該規制の特例措置の内容

本町においては町立の常設保育所1ヶ所、へき地保育所4ヶ所、幼稚園1園を運営しているが、平成16年3月末の就学前児童数は282人（人口の4.3%）と深刻な少子化が進んでいる。

（当該特例の適用を受ける区域における年代別人口の推移は別紙1のとおり）

その影響から保育・教育体制の充実が図れない状況にあることや町の財政負担が厳しいことから、入所者の減少が著しい富武士保育所（定員20名/入所者9名）と若里保育所（定員20名/入所者8名）の2ヶ所のへき地保育所を市街地にある常設の佐呂間保育所（定員80名/入所者88名）に統合することとして現在施設の改築（定員120名）を進めている。

また佐呂間幼稚園（定員70名）にあっては、長引く不況による共働きの増加や女性の社会進出など社会情勢の変化により平成12年の入園者35名が平成16年には入園者16名と数年間で急激に減少し集団での教育活動が行えない状況にある。（当該特例の適用を受ける保育所・幼稚園入所（園）者の推移は別紙2及び別紙3のとおり）

これにより、へき地保育所の統合と併せて佐呂間幼稚園を廃園することとし、廃園後に集団生活に接する機会を失う児童を私的契約児として受け入れるものである。

しかしながら、これまで保育所における私的契約児の受け入れは定員の範囲内と規定されていることから、幼稚園の廃園によって私的契約児となる一部の児童は集団生活の機会を失うことが懸念される。

このため、児童福祉施設最低基準の最大受入れ児童数の基準内において定員を上回る受け入れを可能とする特例措置を適用し、現在改築を進めている新設佐呂間保育所の定員120名を平成18年以降私的契約児を受け入れる場合の入所見込数140名まで容認されることによって、本町における入所希望児の全部を保育所で受け入れることが可能となる。

これによって、児童の集団生活における生きる力を伸ばすことができ、次代を担う子供達の協調性や創造性を育むとともに、子どもの健やかな成長に資する保育環境の充実が図られる。

また、施設に子育て支援センターを併設し、子育て相談、指導事業や子育てサークル事業及び子育てボランティア育成事業など、子育てに関する支援事業を開催し母性と乳幼児の健康増進支援体制の充実を図るなど本町における子育て環境の充実した社会形成を目指すものである。

尚、特例適用施設である佐呂間保育所においては、2箇所のへき地保育所の統合により定員120名の認可を受けているが、「児童福祉施設最低基準」による本施設の最大受入れ児童数は152名まで可能である。

(当該特例の適用を受ける保育所の最大受入可能児童数は別紙7のとおり)

幼稚園廃園後は毎年20名程度の私的契約児が予想され、平成18年度以降の佐呂間保育所の入所者は毎年140名前後を推移すると見込んでいる。

(当該特例の適用を受ける保育所の今後の入所見込み数は別紙4のとおり)

職員数は現在、佐呂間保育所9名、富武士保育所2名、若里保育所2名、廃園となる佐呂間幼稚園2名で合計15名となり、140名の児童受け入れに対する「児童福祉施設最低基準」による職員数も基準を満たすものである。

(当該特例の適用を受ける保育所の職員数は別紙8のとおり)

また、私的契約児の保育料については、通常の保育所児同様に町の基準額表に基づく保育料を徴収し、また保育日課についても通常の保育所児と同じ日課により保育することで現在検討中である。

(私的契約児の保育料、及び保育日課予定は別紙9、別紙10のとおり)

(別紙1～10については省略)